

2020年4月30日（木）

保護者の皆様へ

社会福祉法人あけぼの会  
理事長 安家 比呂志

## 5月7日以降の保育園の運営について（休園措置延長のお知らせ）

4月30日午後、豊中市内における公立こども園の運営について、新型コロナウイルス感染にかかる現状を踏まえ、5月31日（日）まで現行と同様の運営（縮小した保育の提供）を行う方針が豊中市より示されました。

当法人におきましても、まだまだ予断が許されない社会情勢の中で、子ども達の安全を確保した保育の提供が出来る状態ではないと判断しております。つきましては、当法人の各保育施設運営において、下記の通り決定致しました。

**・休園措置を5月7日（木）から5月31日（日）まで延長致します。**

現行に引き続き、両親が医療従事者・警察・消防に携わることご家庭等、保育を必要とする園児に限り特別保育として保育を提供致します。（期間中は全日お弁当持参となります）

※特別保育が必要なご家庭の方は各保育施設の園長までお申し出ください。

※育児休業者の復帰時期を6月30日まで延長する旨の通知文が豊中市より発行されておりますのでご確認ください。（別紙参照）

現時点での決定事項は以上となります。新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しているため、国の緊急事態宣言の状況や大阪府の対応方針、市内の感染者の状況など、必要に応じて対応に変更が生じる可能性があります。その場合は改めて「よいこネット」にて配信してお知らせ致します。

以上